

回 答 書

令和 8年 6月 3日

四日市市長 森 智広

「旧幼稚園施設 LED 照明賃貸借」に関する質問について、下記のとおり回答します。

No	質 問 事 項	回 答
1	仕様書 7 工事（設置）仕様(19) 設置作業前の絶縁測定において、万が一「絶縁不良」が確認された場合の対応および費用負担について、以下の認識で相違ないかご教示ください。 ・原因の切り分けと特定について 絶縁不良の原因が「既存照明器具」か「既存配線等（建物側インフラ）」かの一次的な切り分け（器具の電線を外しての測定など）は受注者にて実施いたしますが、それ以上の詳細な不良個所の限定作業は本契約の範囲外（別途協議）と理解して宜しいでしょうか。	1. 本契約の範囲外（別途協議）となります。
2	・改修工事の費用負担について 原因が既存配線や分電盤等、建物側に起因する絶縁不良であった場合、その改修工事および復旧費用は本契約の範囲外（発注者様ご負担、または別途発注）と考えて宜しいでしょうか。	2. 本契約の範囲外（別途協議）となります。
3	・手順について 設置前の測定で異常が発見された場合は、一旦作業を中断し、速やかに発注者様へ報告・協議の上、指示を仰ぐという手順で宜しいでしょうか。	3. お見込みのとおりです
4	入札書記載金額は総額の税抜でよろしいでしょうか。	4. 入札金額は総額（税抜）を記載してください。
5	無償譲渡の条件であるため、リース会社の固定資産税の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。また、無償譲渡する際には現状有姿のままですらよろしいでしょうか。	5. いずれもお見込みのとおりです。
6	契約が途中解除となった場合、残リース料の清算は別途協議していただけますでしょうか。	6. 契約書に下記の条項を追加します。 (甲の責に帰する事由による契約の解除) 第19条 甲の責に帰する事由により契約期間の中途において契約が解除されたときは、甲は物件を乙に返還し、乙は生じた損害の賠償を甲に請求することができる。
7	本契約をリース会社が受諾する（請け負う）際、建設業法その他法令に抵触する可能性のある業務を含む場合は、本仕様をもとに資格を有する第三者に	7. 法律、関係法令及び仕様書に基づき適切に対応してください。

	発注し業務に当たらせることができるとの認識で宜しいでしょうか。	
8	インボイスに対応した適格請求書（お支払予定表等）は必要でしょうか。	8. インボイス対応の適格請求書でなくても問題ありません。
9	仕様書 4 概要 (5) 設置期限 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	9. 受注者の責によらない事由である場合については、協議に応じます。
10	仕様書 7 工事（設置）仕様 リース会社による入札参加を検討しています。賃貸に自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	10. 当該業務を再委託することは可能ですができる限り市内業者と契約優先に努めてください。
11	仕様書 7 工事（設置）仕様 (24) 記載のすべての内容を満たしているかの証拠書類（例：四日市市請負工事入札参加資格者名簿等）の提出は必要でしょうか。また、上記書類及び下請届は、本件落札後から工事着手までの期間で提出すれば差し支えないということでしょうか。	11. 証拠書類の提出までは求めませんが、下請届については、お見込みの通りです。
12	仕様書 8 物件の保守等 (3) 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用は、発注者にて負担して頂ける認識でよろしいでしょうか。一方で、不可抗力により物件が滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	12. 別途協議となります。
13	仕様書 8 物件の保守等 (4) 保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	13. 設置業者等を直接の連絡先にすることは差支えないが、その場合は、併せて責任者として受注者の連絡先および担当者を記載すること。
14	仕様書 10 その他 (3) リース料の支払いについて、下記認識でよろしいでしょうか。	14. 契約書の以下の条文（下線部）を修正します。

	<p>・令和9年1月1日～令和9年3月31日の3か月分を3月中に請求を行い、令和9年4月末にお支払いいただく</p> <p>・令和9年4月1日～令和9年6月30日の3か月分を6月中に請求を行い、令和9年7月末にお支払いいただく</p> <p>・令和9年7月1日～令和9年9月30日の3か月分を9月中に請求を行い、令和9年10月末にお支払いいただく</p>	<p>(賃貸借料の支払い)</p> <p>第7条 乙は、仕様書に定めるところにより、賃貸借料の支払いを請求することができる。</p> <p>2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、<u>請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。</u></p> <p>例えば、令和9年1月1日～令和9年3月31日の3か月分であれば、3月末日に受注者が請求いただき、発注者は請求書の受理から30日以内に支払います。</p>
15	<p>その他</p> <p>万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。</p>	<p>15. 契約書に下記の条項を追加します。</p> <p>(甲の責に帰する事由による契約の解除)</p> <p>第19条 甲の責に帰する事由により契約期間の中途において契約が解除されたときは、甲は物件を乙に返還し、乙は生じた損害の賠償を甲に請求することができる。</p>
16	<p>契約書(案)について</p> <p>落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。</p>	<p>16. 内容により協議に応じます。</p>